

令和元年第10回教育委員会会議

令和元年7月17日

午前 9時29分 開会

1 開会宣言

○葛西教育長 ただいまから、令和元年第10回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○長谷川教育総務課長 全員出席でございます。よろしくお願いいたします。

2 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、豊田委員と鈴木委員とで行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

3 議事

○葛西教育長 それでは、これより議事に入ります。

本日は、議案1件、協議事項1件、報告事項1件ですが、議案第29号、令和2年度使用小学校用教科用図書及び令和2年度使用中学校用教科用図書の採択については、教科書採択に関する案件であることから、現時点では非公開で審議する必要があると考えます。

委員の皆さん、ご異議はございませんか。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、後ほど非公開にて審議をいたします。

(1) 協議

1 四日市市いじめ防止基本方針の改定について

○葛西教育長 それでは、協議事項の四日市市いじめ防止基本方針の改定についての説明を

お願いします。

○高橋指導課長 おはようございます。

まずもって、本日の資料の差しかえが生じたということで、大変申しわけございません。7月8日の夕刻に、第1回のいじめ防止対策調査委員会というのがありまして、その場でこの基本方針をご協議いただきました。その部分のご意見を反映していなかったというのと、それから、2枚目の「はじめに」という部分で、ちょっとご指摘を、三重県のいじめ防止条例というのが30年の4月1日に施行されておるわけですけれども、それにのっとりという、そういうようなことも文言がありましたので、やはり、そこの部分ではなくて、四日市としてどのようにこのいじめ基本方針を改定したか、どのような内容であったかというようなところで、書き直しというか、訂正をさせていただいたことによって、2枚の訂正文という、差しかえということになりましたので、ご承知おきください。

それでは、その改定部分をお話しさせていただきます。

大きくは3つの章にわたってです。

まず、1枚目の、四日市いじめ防止基本方針の改定というようなところについてごらんください。

初めに、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方といういじめの定義の部分に、今までは、その米印の一番上の、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断するという文言だけだったんですが、そこに加筆をしました。「例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。」というような、例えばという、そういうようなところも書き加えました。

それから、2つ目、米印を加えました。「好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、学校はいじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能であるが、法が定義するいじめには該当する。」。

例えばこれは、校長会とか生徒指導担当者会で言っているんですけども、これは、平成28年の文科省の生徒指導課が主催した研修会、これは一橋講堂であったんですけども、そのところでたくさんの事例が出てきました。

例えば、私が問題を一生懸命、算数の問題を解いていたと。もうちょっとでできるというところで、隣の人が、これはこうやって、こうやってやるんだと言ってきた。それで、

その人は泣いてしまった。先生に、私がもうちょっとできるのに、もうちょっとでできたところなのに、横の子が言ってきたと泣いて泣いた。これはいじめか、いじめじゃないかという。法的には、心理的な苦痛を与えているので、これはいじめとして挙げてください。いじめの芽と言っています。

そういうようなところの説明を、幾つか事例を挙げて、研修会等でやっていますので、これが法的ないじめの部分です。社会通念的ないじめというのは、継続的であったりとか、集団でとか、いろいろそういうところがございますので、法的なものというようなところでいくので、このような文言を入れさせていただきました。

それから、第2章、いじめの防止等のために四日市市が実施する施策ということで、これはもうやっていることですので書きました、あえて。「毎学期に1回以上の「いじめ調査」と、面談等を実施」する。

それから、⑤のところ、「学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカー等を活用し、問題解決に向けて支援」していく。

そのクという部分に、「いじめに関する通報及び相談を受けた者は、通報または相談を行った者への個人情報適切に保護する。また迅速に事案に対応するため、必要に応じて、関係機関等で情報共有を行う。」というような、個人情報を得る場合もありますけれども、そういうような個人情報の保護というような部分も、適切に対応するというようなところにさせていただきました。

それから、第3章ですけれども、いじめの防止等のために学校が実施する施策ということで、早期発見では、「いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか、確認する。」というようなところで、これは文科省からの通知にも来ております。学校が、いじめの認知がゼロであるのであれば、そのところは漏れがないように、きちっと保護者に公表するというようになっております。

それから、3章の(3)いじめに対する方策ですけれども、「いじめの解消要件について」、「いじめに係る行為が止んで、相当期間継続している」というのがいじめの要件になっています。「少なくとも3カ月」という、これも文科省からの今回のいじめ防止の改定のところから出てきておる文言ですので、そこを入れさせていただきました。

あとは、「被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないことを、面談等で確認する。」と。確実に、見た様子だけではなくて、その子と面談をするというようなところで、それ

ぞれの章のところに盛り込ませていただきました。

それで、あとですが、はじめにのところです。初めのところも加筆をさせていただいたのと、4段落目の最初に、法第12条の規定及び国のという、その前に、平成26年にこの法が定められていますので、「平成26年」と書かせていただきました。

そこの、「策定することとしました」となっていたところを、「策定しました」と直しました。

それから、ずっときて、一番下の部分が、今回の一番冒頭に言わせていただきました、三重県のいじめ防止条例が施行され、それを踏まえ、31年3月に三重県のいじめ防止基本方針が改定されました。このたび、県のいじめ防止方針も、基本方針も参考にして今回この改定を行いました。

大きな柱としては、その4点が挙げられますと。いじめ防止等のための対策の基本的な考え方をより具体的にしたことと。いじめ防止、早期発見についてスクールソーシャルワーカー等の活用を図ることとしたと。それから、学校の取り組みとして、いじめ認知漏れがないようにすること。いじめの解消要件というようなところを入れたというところで、はじめにのところで書かせていただきました。

簡単ではございますが、以上です。

○葛西教育長 いかがでしょう。何かご質問ございましたら。

○加藤委員 よろしいですか。

下のほうで、今後ものところの、いじめ問題防止等って、ここだけがいじめ問題って、「問題」が出てくるんですね。いじめ問題防止というのは、防止は何、いじめ問題を防止するのかってこうなってますね。ほかの本文をずっと見てみると、いじめの防止等のための対策という表現が随所に出てくるんですけど、ここだけ、いじめ問題防止等とこうくるので、これ、ちょっと語呂としてどうなんかなというのは、ちょっと疑問を持ちました。

それに関連して、「市、学校、保護者、子ども自身、市民・事業所、」……。この並びってどういう並びなんかなと。何、市と市民がありますし、子ども自身で、市民、保護者、保護者も市民やし、何か、これが雑然と並んでおるのか、何か意味を持って並んでいるのか、ちょっと読んでみるとひっかかるなど。要は、市を挙げて、あるいは関係機関を挙げて、関係者を挙げてという意味なんだろうけど、ここの並びがちょっと。

だからまずは、いじめ問題防止というのは何を指すのか。いじめの防止等のための対策とすんなり言ったほうが、意味合いが通じるのかなというふうに思いました。

○高橋指導課長 そうですね。四日市いじめ問題対策連絡協議会というのがございまして、そのところはいじめ問題というくくりの言葉になっておりまして、あとは全部、いじめ防止となっておりますので。

○加藤委員 いじめ問題とは何ぞやってこう問われたら、何を指すんですかね、それ。いじめ問題とは何ぞやと。

○長谷川教育総務課長 よろしいでしょうか。

いじめは防止すると。これ、四日市市いじめ問題対策連絡協議会ですので、そのいじめ、現実に起こっておるいじめを防止する責務がある学校等の課題と、それから、社会全体の現象としていじめ問題、より深いというか、広いというか、いじめが起こるような社会情勢であるとか、家庭環境であるとか風潮、そういうのを含めて、おそらく、これ、もともとは26年のときから使い分けておりますので、それは対策と。いじめ問題は対策と。いじめは防止と。こういう使い分けを26年にしておりますので、そんなような整理が引き続いておるのではないかなということでございます。

○渡邊委員 そうすると下から3行目は、いじめ防止等なんですかね。

○高橋指導課長 防止ですね。

○加藤委員 問題は取る？要らない？

○渡邊委員 取るんでしょう、ここは。

○長谷川教育総務課長 防止ですので、これまでの言葉の使い方から言うと、防止するのはいじめであって、対策は……。問題は取るということが、これまでの言葉から言うと適切かと思われま。済みません。

○葛西教育長 はい、ありがとう。

○加藤委員 ちょっと何かひっかかりましたので。

○長谷川教育総務課長 申しわけないです。

○豊田委員 今加藤委員が言われた、市、学校、保護者、子ども自身の並びなんですけど、本文の3ページのところには、学校、子ども自身、保護者、市民、事業所、関係機関という文言があるので、それが来ているのかなってすると、その並びに少なくともそろえていただいたほうがいいのかなと思いますけど。

○加藤委員 まあ、みんなというのはわかっておるんですけど、これを、何でもこう並べたかというのが。

○葛西教育長 本文と整合性をとって直すようにしてください。

○高橋指導課長 そのあたりは、ほかのところとのちょっと関連づけて、きちっと整理をさせていただきます。

○加藤委員 続けてよろしいか。

○葛西教育長 はい、お願いします。

○加藤委員 ほんとうに昨今、これ、全国的には何か悲惨な状況が幾つか耳にしますので、幸い、本市にあっては、皆さんのご努力、学校の努力で、あまり顕著な例は見当たりませんが、ほんとうにいじめって、あくまでも、調査をして把握したとか、何かきっかけでわかったといっても、それは断面ですので、その断面で、過去がどうなのか、将来どうなるのか、この見きわめというのは非常に難しいんですよね。

だから、こういう今基本方針をつくっていただいて、学校が継続的に、その事情についてほんとうに過去も掘り下げ、将来的にわたって見守っていただくという取り組みが、非常に地道な取り組みですけど、大変で大切なことで、ぜひぜひ。

したがって、この基本方針の始めにも、最後にうたってあるように、広く社会全体で取り組む必要があると結んでいるわけですけど、こうなると具体的にやっぱり、どのような取り組みを誰がどのように進めていくかというのは、もう一步進めると要るんでしょうね。

だから、ここで議論することももちろん大事ですけど、学校なり、保護者の皆さんなり、市民の方とか事業所においても。だからもうお隣に座ってみえる、人権問題というような捉え方でいくと、相馬課長の範疇になるかもわかりませんが、そのあたりをどう啓蒙しながら、広く社会全体で取り組む、いじめのない子ども社会の実現というのは、大事になってくるんだなと思いますね。

○葛西教育長 そうですね。

例えば5ページ、5ページの3、教育委員会の取り組み、(1)のいじめの防止・早期発見、そのエ、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査を実施する。ここには、毎学期に1回以上のいじめ調査と面談等を実施。これなど、学校では確実に行われているかどうかということがまず一番大事で。

それから、もう一つ、その上のところのウのところ、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、4月、11月をいじめ防止啓発月間とするってなっておるわけですね。

市民の皆様、事業所まで、市民総がかりでということであれば、この4月、11月の防止月間に、どういう啓発をしていくかということが、ちょっともう今年の場合は考えなき

やならんかなと思っています。

実際、岐阜市であのような出来事が起こってきておりますので、四日市も、そこまではいかないものの、やはり大きな問題も出てきていますので、それはやはり、これ、どうしたらもっと広く、今まではポスターだとか。

○高橋指導課長 そうですね、今までは、例えばこれが今回発行されたものなんですが、みんなに配られているものなんですけれども、人権・同和教育課とともに確認をしながらつくっているもの、こういうものも1つ、啓発リーフレットと。

それから、市民の目にぱっと映るようにするためには、中電との連携で、電柱に巻き看板というのがあって、いじめ防止だとか、これ、いじめだけではございませんけれども、虐待であったりとか、そういうものも含めた啓発のもの。

それから、広報。広報にも、人権のひろばとかというのが特集でいつもあるので、そういうものを、例えば4月、11月には、そのいじめに特化したようなもので、特集みたいな形で組むとか、何かそんなようなことは今後していく必要……。

ただ、11月なんかは、やっておるな、もう。やっていなかったっけ、広報で。

○相馬人権・同和教育課長 広報は、市役所の中の担当課で順繰りに回しているわけですが、例えば、そのあたりでも、人権・同和教育課は、12月に人権週間もありまして、じんけんフェスタもありますので、私どもはもう12月というのは固定がありますけれども、あとのところは順繰りに回させていただいているというようなことがあります。

ただ、今、高橋課長が申されたように、状況によってはもう固定月を決めて、その課を担当とするということはこれからやっていけるとお思いますので、市民啓発部会の中でやっております、そういったことは今後考えていけるかなと思います。

○加藤委員 今、ちょっと話、出ていますと、先ほど冒頭で私が指摘した、市、学校、保護者、子ども自身、市民・事業所、関係機関、ここの役割がより明確になって、この順序づけなり、ここでの書きぶりも少し変わってくると思うんですね。

これまで、ほんとうに悪いですけど、羅列したような感じで、やることがはっきりしていないからこういう表現になってしまうという、ちょっと厳しい言い方をしたら、そうなりますので。

だから、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力しとこうくるんですから、このあたりをやっぱりもう一回ちょっと深めていただくと、今局長がおっしゃった具体的な取り組みも見えてきますし、やるべきことも、当然、家庭なり、学校なりが一番頑張ってもら

わな、子どもに一番近い距離にいるところが頑張らないかんでしょうけど、やっぱりここを掘り下げるとこの書きぶりも、ぜひぜひ、ちょっと変わるのかなと思いますね。

○葛西教育長 そうですね。

ちょっとこの辺は宿題としていただいて、少なくとも11月がいじめ防止月間になるわけですので、ここで、やはり、もう一步市民の皆さんに浸透していくような、そういう啓発について、教育委員会で考えていきたいなということを思っています。

○高橋指導課長 ありがとうございます。

○葛西教育長 ほかにいかがでしょうか。

では、よろしいでしょうか。

(2) 報告

1 令和元年6月議会の報告について

○葛西教育長 それでは、報告に移ります。

続いて、報告事項の令和元年6月議会の報告についての説明をお願いします。

○松岡副教育長 資料は、A4横の令和元年6月市議会定例会月議会の報告をご用意いただきたいと思います。

表紙から順にめくっていただきますと、3ページに、まず付託議案というのが出てまいりまして、工事請負契約の締結についてということで、3校の大規模改修工事が出てまいりますので、このところから入らせていただきますので、まず4ページをごらんになっていただきたいと思います。

実は、この議案については、夏休み中に工事を完了するということから、工事日程を逆算していきますと、現場や調査へ入る、そのための工事請負契約を、6月10日の開会日に議決をいただかないことには大規模改修工事が進められないということで、この議案の持ち出しの仕方について、いわゆる先議という形で提案をしていきましたところ、そもそも先議は、災害なんかの場合に緊急を要する案件の際の手段であると。6月定例会月議会より前に議会を開く機会があったのではないかということで、いろいろご意見をいただきました。そのことが、質問、質疑、それから答弁要旨に書かせていただいておりますが、案件については、このようなところへ、先議の緊急性を要する手段であるという認識がなかったのかということのお断りを教育長からしていただきまして、この議案については、議案どおり承認ということで終わりました。

それから、資料を進めていただきまして、本会議の一般質問へ入らせていただきたいと思います。

次は、6ページから順に概要をご説明させていただきますが、まず6ページは、井上議員、新人の議員ですけれども、小山田地区のスクールバスの導入についてのご質問でございまして、答弁要旨のところでは、このスクールシャトルバスの運行基準はあるんですけれども、学校統合による通学環境の変化に伴いまして一時的に対応するための基準であることから、小山田地区では導入は難しいというふうなことで答弁を申し上げました。

それから、次が7ページで、谷口議員から、まず子どもの歯と口の健康についてということで、昼食後の歯磨き、これを全市的に実施してはどうかということでございまして、就学前の保幼ではほとんど全ての園で実施をしているんですけども、小学校ではそれが定着していないというところでございまして、答弁要旨の一番下のところなんですけれども、就学前からの習慣を継続して、主体的に歯磨きを行う子どもたちを増やしていきたいということで答弁を申し上げました。

次、進めさせていただきますと、8ページでございまして、8ページは、同じ谷口議員から、民俗文化財の保存、継承についてということで、富田鳥出神社の鯨船行事について、ついてというのは、それを引き合いにご質問をいただきまして。

ちょっと恐縮なんですけど、真ん中の欄の答弁者及び答弁要旨のところの②なんですけれども、資料の印字は、現在の補助率は2分の1でありというふうに記載はしてあるんですけど、「現在の補助は所有者と折半であり」と。申しわけないんですけど、これを訂正いただきたいと思います。これ、国補助とか県補助が入ってまいりますと、単純に2分の1ではないというようなことでございますので、表記を、所有者と折半ということで、申しわけございませんが、修正をお願いしたいと思います。

今後、その鳥出神社の鯨船行事の支援取り組みのところ、どういうことをやっているのかということで、ホームページであるとか、市のトップページのバナー設置、写真集の制作、まちを歩く小冊子なんかを作成してきたということで答弁申し上げまして、議員から、多くの方に足を運んでもらうための周知、伝統文化の継承、保存をしっかりと取り組んでほしいということで、ご意見を頂戴したというところでございます。

それから、次が、9ページの石川善己議員からは、通学路の安全対策ということでございまして、通学路安全推進会議が何を検討しているのかというところでございまして、通学路交通安全プログラムに基づきまして、関係機関で連携を図っているということでござ

います。

事例的に、横断歩道の塗り直しなんかも引き合いに出されたんですけども、都市整備部と連携をしながら、保護者等に周知をしながら、安全に通学路の整備が進むようなことでご答弁をさせていただきました。

次、10ページが、同じ石川議員から、こちらも文化財保護法の改正についてということで、旧四郷村役場についての質問をいただいております。

申しわけないです、ここでも今度は削除をお願いしたいんですが、①のところで、次期総合計画の中にも本計画を位置づけるという記載がしてあれば、これが削除していただきたいということと、②の3行目のところ、第2弾見地見学会とあるのは、「現地」見学会でございます。

それと、質問のところで、②事業内容を告知すべきと考えるがどうか。これについても、申しわけない、削除をしていただきますようお願いいたします。

旧四郷村役場100周年を迎えるんですが、それを予定どおりに進められるかどうかというところでもございまして、④のところなんですけれども、その旧四郷村役場の文化的価値を市民に発信した上で整備方針を決定したいということで、最後には、市長から、築100年、令和3年ですけども、このときには、この築100年を機に、耐震補強、耐震工事に取り組んでいくということでご答弁を申し上げます。

それから、次は、11ページで、後藤純子議員から中学校給食の質問をいただきまして、主に、食育とかアレルギーの対応についての内容でもございまして、中学校における食育をどのように進めるかというところのところは、②のところなんですけれども、農業センターと一体的に整備をするということで、地元の食と農を知って体験できる施設としたいということでご答弁申し上げます。

それから、④のところで、アレルギー対応。今回は、宗教的な配慮が必要な子どものことが、保育園で事例がございましたので、中学校給食での対応を求められまして、このところでは、関係者で連携をして、宗教的な配慮が必要な生徒の対応についても、保護者と十分な意思疎通を図って相談していきたいということでご答弁させていただきました。

それから、食材調達についても、市の物資選定委員会でもって、責任を持って対応していくということをお答えさせていただきました。

次は、12ページでございます。12ページは、村山議員からは、通学区域の柔軟性についてということで、中学校における学校規模の適正化を今後どのように進めていくのかと

いうことを中心にご質問いただきまして、中学校、この校区のブロック化に向けた取り組みを進めていきたい、ブロックにおける会議を立ち上げていきたいということでご答弁を申し上げました。

それから、ちょっと飛ばせていただきまして、13ページでは、笹井絹予議員から、プログラミング教育の必須化に向けてということでご質問いただきまして、タブレットの配備だとか、四日市版プログラミング教育カリキュラムを作成したこと等についてご答弁を申し上げたというところでございます。

次が、14ページをお願いいたします。

14ページが、荻須議員から、小学校英語導入に伴う対応についてということで、時間割りの変更とか、教科時間が減ることはないのかというところ、②なんですけれども、ここについては、教科の時間数が減ることはないということと、児童への負担が増えることの対策については、幾つかのパターンを例示して、各学校で教育課程を工夫していきたいということでご答弁を申し上げております。

それから、次のページは、同じ荻須議員から、朝明中、大矢知興譲小の教育課題解決の進捗状況についてということで、今回、大規模改修する際に、校有地を広げる考えはないのかということでございまして、これについては、大規模改修では行わないということ等をご答弁申し上げましたのと、④では、朝明中の自転車通学の危険箇所の対応状況、以前から指摘をされておりますが、この辺はどうなのかというところで、④の答弁では、抜本的な改善策は見つかっていないので、PTAと地域と引き続き協議を行いながら、関係機関と連携を深めていくということでご答弁を申し上げました。

次をお願いします。16ページでございます。

16ページは、伊藤嗣也議員から、通学路の安全対策。危険箇所をどのように把握しているのかということで、②のところですが、先ほどの通学路交通安全推進会議において、関係課、関係機関で連携して取り組んでいくということでご答弁を申し上げました。

それから、17ページでございますが、公明党の荒木議員からは、医療的ケアサポートについてご質問いただきまして、③のところをごらんになっていただきますと、持続可能な体制に向けてどう取り組んでいくのかというご質問でございまして、このためには人材確保が課題であるということを考えていると。サポーターの代がえとして訪問看護をスポット的に行うことは、人材確保の観点から効果的なので、この可能性を検討していきたいということでご答弁を申し上げました。

それから、最後に、公明党の樋口博己議員から、昨年の台風で、羽津北小と羽津中の停電が長引いたところで、中部電力とか電気保安協会に申し入れをしてあった、その優先的な対応の経過はどうだということ、これについては了解を得ているということで、補足説明をさせていただきました。

それから、この際に、波及事故防止のためにどういう耐用年数管理と更新計画を持っているのかということについては、中部電気保安協会の点検結果に基づいて、順次取りかえを行っていききたいということでご答弁を申し上げたところでございます。

ページを進めていただきまして、補正予算の審議でございますが、20ページ、21ページのところでございます。

今回、補正予算につきましては、大矢知興譲小学校増築整備事業と、21ページの川島小学校ののり面安全対策事業についてお諮りを申し上げたんですが、委員会のところでは、大矢知興譲小の増築整備事業については質疑なしと。それから、川島小ののり面安全対策工事については、工事をするのり面の北側と反対側で、どれくらいの児童が通学をしているんだということ、半数程度が通学をしているという質疑があったということだけでございました。

恐れ入ります、最後に、協議会でございますが、22ページ、23ページでございますが、中学校給食センターの整備事業について、3月以降の進捗状況をご報告申し上げまして、ご意見を頂戴したものがございます。

荒木議員からは、主にアレルギー対策について、以前から関心を持っていただいているので、どのように決めてなったのかということですが、この点については、除去食を主に考えているところでありますが、代がえ食については、他の市町の事例を研究して、実現可能性を検討していきたいということをお答えしました。

それから、川村議員からは、これ、ご意見だけだったんですけれども、賛否両論があると。地域の合意形成をどうやってしていくのかということ、自治会長に説明したらよいということではなくて、保護者が一番強い思いを持っているので、その辺を十分肝に銘じてほしいということでご意見を頂戴したということでございます。

報告内容は以上でございます。

○葛西教育長 何か特別ございましたら。よろしいでしょうか。